

民間保育所運営費補助（市独自加算）項目内容

加算項目又は減算項目	加算又は減算の内容	算定基準
0歳児保育士加算費	0歳児の定員が9人以上の保育所において、最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合の加算	1 保育所当たりの月額
1歳児保育士加算費	1歳児の定員が15人以上の保育所において、最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合に1歳児の定員15人ごとに行う加算	
早朝保育士加算費	早朝保育のために最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合の加算	
2階以上建物保育士加算費	2階以上の建物を有する保育所において、各クラスを担当する保育士とは別に各階に専従する常勤の保育士を配置した場合の加算	
子育て支援事業職員加算費	市長が別に定める子育て支援事業に取り組む保育所において、子育て支援事業を担当する常勤の職員を配置した場合の加算	
大規模保育所保育士加算費	定員150人以上の保育所において、最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合の加算	
11時間開所常勤保育士加算費	11時間以上開所し、かつ、定員60人以下の保育所において、最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合の加算	
	11時間以上開所し、かつ、定員61人以上の保育所において、最低基準を超えて常勤の保育士を増配置した場合の加算	
11時間開所パート保育士加算費	11時間以上開所する月の初日（月の初日が土曜日、日曜日、又は祝日の場合においては、その翌開所日）において、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各	常勤の保育士以外の保育士1人当たりの月額。ただし、配置する

	号に定める数を合計した数から15を控除し、更にその数を15で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）（保育の開始後及び終了前30分の時点（以下「基準時点」という。）に登園している3歳未満児の数が20人以上であるときは、その数にさらに1を加える。）の人数の常勤の保育士以外の保育士を増配置した場合の加算 (1) 0歳児 基準時点に登園している人数の合計を2で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に3を乗じた数 (2) 1歳児及び2歳児 基準時点に登園している人数の合計を2で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に1.5を乗じた数 (3) 3歳以上児 基準時点に登園している人数の合計を2で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	保育士数が1人以上算定人数未満の場合は、現に配置する保育士数を適用する。
保健師等加算費	0歳児の定員が1人以上の保育所において、専任の保健師又は看護師を配置した場合の加算	1保育所当たりの月額
調理充実加算費	0歳児の定員が1人以上の保育所において、個人差に応じた給食を実施する場合の加算	
嘱託医手当加算	0歳児の定員が1人以上の保育所において、嘱託医を配置した場合の加算	
児童健診費加算	承諾児童の健診を実施した場合の加算	
職員研修費加算	職員に対する研修の実施に経費を要した場合の加算	4月1日現在の常勤の職員1人当たりの年額
振興費加算	児童の処遇、施設の整備、当該施設運営等のために経費を要する場合の加算	交付対象月の初日における承諾児童1人当たりの月額
一般保育所対策事業費	保育の充実のために経費を要する場合の加算	

加算		
公演謝礼加算	人形劇等の児童を対象とする公演に要する経費を負担した場合の加算	1 保育所当たりの年額
子育て支援事業加算	市長が別に定める子育て支援事業を実施した場合の加算	1 保育所当たりの年額。ただし、400,000円を上限とする。
	保育所等における地域の子育て支援事業実施要綱（令和5年3月24日付け4福保子保第4887号）第4に定める事業を実施した場合の加算	1 保育所当たりの年額。ただし、実施回数等の要件は別に定める。
サポート保育加算	サポート保育を実施した場合の加算	交付対象月の初日における対象児童1人当たりの月額
サポート保育受入不可減算	全年齢でサポート保育の受入れを不可とした場合の減算	1 保育所当たりの月額
特別保育事業費加算	産休明け保育、年末保育等（サポート保育を除く。）の事業を実施した場合の加算	1 保育所当たりの年額
1歳児定員拡充加算	1歳児の定員を拡充した場合の加算	拡充した定員1人当たりの月額。ただし、拡充した定員に変更した月からとし、その年度にのみ適用する。
バス借上げ費加算	遠足等で利用するバスの借上げに要する経費を負担した場合の加算	バスの借上げ1回当たりの額。ただし、定員150人以上の保育所にあつては年4回までとし、150人未満100人以上の保育所にあつては

		年3回までとし、100人未満の保育所にあつては年2回までとする。
1歳児保育 充実加算	1歳児の児童数を5で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の1歳児を担当する保育士を配置している場合に加算	交付対象月の初日における1歳児1人当たりの月額
アレルギー 児加算	食物アレルギーを有する児童に対応している場合の加算	交付対象月の初日における対象児童1人当たり月額
災害共済給 付費加算	保育中に生じるけがに対応できる災害共済に加入した場合の加算	災害共済に加入した児童1人当たり年額
歯科健診加 算	歯科健診を実施した場合の加算	健診1回当たりの額 (ただし、年間2回までとする。)
連携加算	地域型保育事業（子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。）を行う者と協定書を結び、年5回以上連携して事業を実施した場合の加算	1保育所当たり年額
利用定員確 保加算	加算当年度のうち、4月から6月までの間で、0歳児から2歳児の各クラスにおいて1人以上欠員が生じている場合、かつ、余裕活用型一時預かり事業（東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第507号）に規定する余裕活用型一時預かり事業をいう。）を通年で実施する場合の加算	欠員児童1人当たりの月額

備考

- この表において、「常勤」とは、勤務時間数が当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、又は1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務することをいう。
- この表において、「専任」とは、常勤かつその他の業務に従事していないことをいう。